

【イギリス】2013年同性婚法の制定

主任調査員 政治議会調査室 河島 太郎

(海外立法情報調査室在籍時に執筆)

* 2013年同性婚法(c.30)が制定され、同性当事者間の婚姻が可能になるとともに、婚姻を維持しつつ法律上の性別を変更しうる旨の規定等が設けられた。

1 背景—シビル・パートナーシップ制度

外国の立法例や国内判例の動向もあり、イギリスでは2004年に婚姻に準ずる同性間のシビル・パートナーシップ（以下「CP」）が2004年CP法（以下「CP法」）により制度化された（注1）。イギリスのCPは男女間の婚姻と酷似した同性当事者間の制度であり、性別を問わず婚姻とは別の家族制度として1999年にフランスで新設された民事連帯協約（注2）と異なる。しかし、CP法では、CPは①専ら同性当事者間で成立する関係で異性当事者間には成立しないこと、②性的関係を前提としない建前であること、③専ら法律上の身分関係であり宗教的手続きがないこと、④職域年金の遺族給付の取扱いに差があること等の点で婚姻とは異なる制度とされている（注3）。①と②の区別は、男女間のCPの整備が婚姻制度を侵食するとの批判を避けるため設けられた（注4）。

②の建前上、婚姻取消事由の「性交渉の欠如」や離婚事由の「不貞」に相当する規定はCP法にないが、CP当事者の不貞もCP解消事由の「回復が困難な破綻」に当たると解釈され婚姻と実際の相違はないとされている（注5）。また、イギリスの婚姻方式は戸籍登記所、ホテル等の指定の非宗教施設で挙げる世俗婚と宗教施設で挙げる宗教婚に大別され（注6）、一部教会は地域住民の宗教婚を挙げる義務を負う。CPの方式は当初③により世俗方式に限られたが、2010年には宗教組織の同意があれば宗教方式も可能となり（注7）、③の相違も縮小した。④は職域年金の遺族給付について、内縁関係にある者、寡夫、寡婦等の取扱いとの関係でCP法施行後の平等取扱いをいつまで遡及させるかを決定する問題であり、完全な平等取扱いには至らないものの年金制度の構造と年金原資の負担を勘案しながら随時漸進的に見直されてきた（注8）。

2 制定の経緯

近年同性当事者間の婚姻（以下「同性婚」）を制度化する立法例が相次いだことから（注9）、2013年1月24日にイギリスでも下院に同性婚法案が提出された。平等化を名目に男女間のCPを制度化する修正案を提出して法案の成立を阻む試みもCP法の見直しを行う条項を追加する修正で収束し（注10）、法案は2013年5月21日に下院を通過した。その後、職域年金の遺族給付の見直しを行う条項を設ける修正等を経て7月15日に上院を通過し、7月16日に下院の同意を、7月17日には女王の裁可を得て2013年同性婚法（Marriage (Same Sex Couples) Act 2013. 以下「同性婚法」）が制定された。

3 同性婚法の概要

今回、多数の婚姻関係法の改正により同性婚が制度化され、世俗婚のほか宗教婚の同性婚も可能となったが、いかなる宗教組織もその管理機関の明示の承認がなければ同性婚を挙げる義務を負わない点で、従来の婚姻と大きく異なる(同性婚法第1章)。

また、CPを同性婚に転換しうる旨の規定、婚姻を維持しつつ法律上の性別を変更しうる旨の規定、今後CP法及び職域年金の遺族給付について見直しを行い、後者については2014年7月1日までにその結論を得る旨の規定等がある(同性婚法第2章)。

同性婚がCPと比べて特に実益の多い制度には見受けられないが、CPを同性婚への過渡的な制度とする見方(注11)が正しいとすれば、同性婚法の制定の意義は、将来CPがその歴史的役割を終える契機となる可能性が生じた点にあるといえよう。

注(インターネット情報は2014年3月17日現在である。)

- (1) 鳥澤孝之「諸外国の同性パートナーシップ制度」『レファレンス』711号, 2010.4, pp.30-33. <<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3050264>>
- (2) 同上, pp.33-35; 服部有希「フランスの同性婚法—家族制度の変容—」『外国の立法』258号, 2013.12, pp.22-48. <<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8382749>>
- (3) Catherine Fairbairn et al., “Marriage (Same Sex Couples) Bill,” *Research Paper*, 13/08, House of Commons Library, 31 January 2013, pp.8-9. <<http://www.parliament.uk/briefing-papers/RP13-8>>
- (4) 捧剛「イギリスにおける同性愛者差別の撤廃とシヴィル・パートナーシップ」『国学院法学』48(2)(通号187), 2010.9, p.82; HL Deb v.660, c.388, 22 April 2004. <http://www.publications.parliament.uk/pa/ld200304/ldhansrd/vo040422/text/40422-03.htm#40422-03_spnew15> 教会法が国法の一部であり、高位聖職者が上院議員となるイングランド教会等を意識したものと考えられる。
- (5) 捧 同上, p.73; 憲法省政務次官フィルキン卿(Lord Filkin)の説明。HL Deb. v.661, c.GC174-5. 12 May 2004. <http://www.publications.parliament.uk/pa/ld200304/ldhansrd/vo040512/text/40512-44.htm#40512-44_spnew1>
- (6) Civil Partnership Act 2004 (c.15), s.6A (3B); see also, Kate Standley and Paula Davies, *Family Law*, 8th ed., Palgrave, 2013. p.28; Andrew Burrows, ed. *English Private Law*, 2nd ed. Oxford Univ. Press, 2007, pp.64-65.
- (7) Equality Act 2010 (c.15), s.202.
- (8) Civil Partnership (Contracted-out Occupational and Appropriate Personal Pension Schemes) (Surviving Civil Partners) Order 2005, SI 2005/2050; Equality Act 2010 (c.15), Sch.9 para.18 (1). See also, Djuna Thurley, “Pensions: civil partnerships and same sex marriages,” *Standard Note*, SN 03035, House of Commons Library, 16 July 2013. <<http://www.parliament.uk/briefing-papers/SN03035>>
- (9) 鳥澤孝之「諸外国の同性婚制度等の動向」『調査と情報』798号, 2013.8. <<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8243577.pdf>>; 服部 前掲注(2)
- (10) Edward Scott, “Marriage (Same Sex Couples) Bill,” *Library Note*, LLN 2013/011, House of Lords Library, 30 May 2013, pp.7-8. <<http://www.parliament.uk/briefing-papers/LLN-2013-011>>
- (11) Gillian Douglas (新島和彦訳)「2004年シビルパートナーシップ法—同性のパートナーは婚姻と同等かそれとも劣る身分か?」『21世紀の家族と法』法学書院, 2007, pp.690-708.